

日本体育大学大学院保健医療学研究科運動器柔道整復学専攻博士学位論文
学位審査取扱要領第 13 条及び第 14 条に係る論文審査及び最終試験のアセスメント・ポリシー

1. 論文審査及び最終試験の体制

審査員の構成は、主査を 1 名、副査を 2 名以上、計 3 名以上とする。審査員は、論文発表会（中間発表・最終発表）において主論文及び副論文の内容、プレゼンテーション能力等を確認しなければならない。

2. 論文審査の対象となる論文

査読付きの学術雑誌へ掲載されている、あるいは掲載が確約されている論文を、主論文 1 編、副論文 1 編以上を論文審査の対象とする（ただし、上述の主論文及び副論文には、保健医療学研究科委員会においてこれらと同等と認められたものを含む）。

3. 論文審査の評価項目

- 1) 柔道整復学分野の国内外の研究動向の把握および実践における諸課題に基づいて、柔道整復学分野における当該研究の意義や位置づけが明確に述べられているか。
- 2) 柔道整復学分野の発展および実践に寄与する新知見が含まれているか。
- 3) 倫理的配慮、研究不正、利益相反管理は適切に実施されたか。
- 4) 研究結果の信頼性が十分に検証され、考察が妥当であるとともに、結論が研究結果に基づき、その内容が運動器柔道整復学専攻のディプロマ・ポリシーに合致した博士論文に相応しいか。

4. 最終試験の方法と評価項目

1) 最終試験の方法

提出された主論文を中心とし、副論文の内容及び柔道整復領域に関する口述試験による。

2) 最終試験の評価項目

- ①主論文の内容が大学院学則等の学内の諸規程に規定された要件を充足しているか。
- ②運動器柔道整復学専攻のディプロマ・ポリシーに合致するか。
- ③ 上記の他、別に示す評価表に基づいて評価する。